

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）
<p data-bbox="1062 214 1457 296">平成27年4月1日施行 令和__年__月__日変更</p> <p data-bbox="587 632 982 730">業務規程</p> <p data-bbox="483 1304 1086 1360">電力広域的運営推進機関</p>	<p data-bbox="2457 214 2852 296">平成27年4月1日施行 令和__年__月__日変更</p> <p data-bbox="1982 632 2377 730">業務規程</p> <p data-bbox="1878 1304 2481 1360">電力広域的運営推進機関</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月1日施行 平成27年4月28日変更 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成29年4月1日変更 平成29年9月6日変更 平成30年4月1日変更 平成30年6月29日変更 平成30年10月1日変更 平成31年4月1日変更 令和元年7月1日変更 令和2年2月1日変更 令和2年3月30日変更 令和2年7月8日変更 令和2年10月1日変更 令和3年4月1日変更 令和3年4月16日変更 令和3年7月1日変更 令和4年2月1日変更 令和4年4月1日変更 <u>令和4年4月1日変更</u> 令和4年7月5日変更 令和5年4月1日変更 令和5年4月3日変更 令和5年7月1日変更 令和5年12月27日変更 令和6年4月1日変更 令和6年4月10日変更 令和6年8月1日変更 令和7年4月1日変更 <u>令和7年4月1日変更</u></p>	<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月1日施行 平成27年4月28日変更 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成29年4月1日変更 平成29年9月6日変更 平成30年4月1日変更 平成30年6月29日変更 平成30年10月1日変更 平成31年4月1日変更 令和元年7月1日変更 令和2年2月1日変更 令和2年3月30日変更 令和2年7月8日変更 令和2年10月1日変更 令和3年4月1日変更 令和3年4月16日変更 令和3年7月1日変更 令和4年2月1日変更 令和4年4月1日変更 (削る) 令和4年7月5日変更 令和5年4月1日変更 令和5年4月3日変更 令和5年7月1日変更 令和5年12月27日変更 令和6年4月1日変更 令和6年4月10日変更 令和6年8月1日変更 令和7年4月1日変更 (削る) <u>令和7年8月1日変更</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(運用容量の設定) 第126条 (略) 2 (略) 3 本機関は、第1項の検討条件に基づいた運用容量検討会の検討を踏まえ、送配電等業務指針に定めるところにより、<u>毎年2月末日までに、翌年度以降の長期及び年間における運用容量を算出する。</u> 4・5 (略)</p>	<p>(運用容量の設定) 第126条 (略) 2 (略) 3 本機関は、第1項の検討条件に基づいた運用容量検討会の検討を踏まえ、送配電等業務指針に定めるところにより、<u>毎年1月末日までに、翌年度以降の長期及び年間における運用容量を算出する。</u> 4・5 (略)</p>
<p>(マージンの算出) 第129条 (略) 2 本機関は、マージンの設定の考え方に基づいたマージン検討会の検討を踏まえ、<u>毎年2月末日までに、翌年度以降の長期及び年間におけるマージンの値を算出する。</u> 3・4 (略)</p>	<p>(マージンの算出) 第129条 (略) 2 本機関は、マージンの設定の考え方に基づいたマージン検討会の検討を踏まえ、<u>毎年1月末日までに、翌年度以降の長期及び年間におけるマージンの値を算出する。</u> 3・4 (略)</p>
<p>附則 (平成28年4月1日) <u>(計画値の登録移行)</u> 第3条 本規程の施行日時点における第1年度から第10年度までの各計画の計画値 (通告値を含む。以下この条において同じ。) については、本規程の施行日の前日の終了時点において、<u>広域機関システムに登録されている計画値 (連系線利用計画及び通告値については登録時刻も含む。) とする。</u></p>	<p>附則 (平成28年4月1日) 第3条 削除</p>
<p>附則 (平成29年9月6日) <u>(経過措置計画の管理)</u> 第3条 本機関は、平成28年度長期断面の連系線の利用に関する計画 (以下「連系線利用計画」という。) を、<u>附則第1条第2項の施行日以降、地域間連系線の管理に関する規定の改定に伴う経過措置の対象となり得る計画 (以下「経過措置計画」という。) として取り扱い、管理するとともに、卸電力取引所に当該経過措置計画を通知する。</u> 2 <u>本機関は、連系線利用計画の登録時刻を経過措置計画に承継するものとする。</u> 3 <u>本機関は、次条に定めるところにより経過措置計画が経過措置の対象となるか否かの判定 (以下「経過措置可否判定」という。) を行い、当該判定結果にしたがい経過措置の対象を定めるとともに、管理する。</u> 4 <u>本機関は、経過措置可否判定の結果を、経過措置計画を有する者 (連系線利用計画登録時の電力取引に係る契約の相手方と経過措置の付与について合意が得られた当該相手方を含む。以下「経過措置対象者」という。) 及び卸電力取引所に、経過措置の精算の根拠となる値として通知する。</u> 5 <u>本機関は、経過措置対象者が一つに統合された場合には、統合前の経過措置対象者に対応する経過措置計画の登録時刻を各々継続して管理する。</u></p>	<p>附則 (平成29年9月6日) 第3条 削除</p>
<p>附則 (平成29年9月6日) <u>(経過措置計画の更新)</u> 第5条 本機関は、経過措置対象者から、送配電等業務指針に定めるところにより、<u>経過措置計画の値を減少させる場合に限り、更新する計画 (以下「更新計画」という。) の提出を受け付ける。</u> 2 <u>本機関は、更新計画の提出を受け付けた場合には、経過措置計画の値を当該更新計画の値に更新する。</u> 3 <u>本機関は、送配電等業務指針に定める更新期限までに更新計画が提出されなかった場合には、経過</u></p>	<p>附則 (平成29年9月6日) 第5条 削除</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p><u>措置計画の値の断面を30分単位の断面に変換して更新する。</u></p> <p><u>4 本機関は、随時、更新計画の提出を受け付ける。</u></p>	
<p>附則（平成29年9月6日）</p> <p><u>(経過措置計画の承継)</u></p> <p><u>第6条 本機関は、経過措置計画に対応する供給先となる事業者（以下「供給先事業者」という。）が確保できていない発電事業者たる会員その他の発電設備設置者（発電設備を設置しようとしている者を含む。以下「供給先未定発電事業者等」という。）が供給先事業者を確保したことを確認できた場合において、送配電等業務指針に定めるところにより経過措置計画を承継する旨の通知を受けたときは、当該供給先未定発電事業者等が有する経過措置計画の全部又は一部を、当該供給先事業者に承継させることができる。</u></p> <p><u>2 本機関は、前項の規定により供給先事業者を経過措置計画を承継させた場合には、当該経過措置計画の承継が確認できた時点をもって、承継された供給先事業者の経過措置計画の時刻登録を行う。</u></p>	<p>附則（平成29年9月6日）</p> <p>第6条 <u>削除</u></p>
<p>附則（平成29年9月6日）</p> <p><u>(供給先未定発電事業者等の供給先事業者が確認できない場合の取扱い)</u></p> <p><u>第7条 本機関は、供給先未定発電事業者等から提出を受けた経過措置計画について、経過措置の対象日の属する年度の前々年度の3月1日までに供給先事業者を確保されていることが確認できなかった場合には、当該経過措置計画の登録を取り消す。</u></p>	<p>附則（平成29年9月6日）</p> <p>第7条 <u>削除</u></p>
<p>附則（平成29年9月6日）</p> <p><u>(経過措置計画の確認)</u></p> <p><u>第9条 本機関は、次の各号に掲げる手順により、経過措置の利用状況等を確認する。</u></p> <p><u>一 本機関は、卸電力取引所から経過措置計画に係る入札実績（以下「経過措置入札実績」という。）の提出を受ける。</u></p> <p><u>二 本機関は、経過措置計画と経過措置入札実績を照合し、経過措置の利用状況の確認を行う。</u></p> <p><u>三 本機関は、経過措置計画と経過措置入札実績の乖離が大きい場合等、必要と認める場合には、経過措置対象者に対し、その理由を聴取する。この際、本機関は、必要に応じて、経過措置対象者に対して、経過措置計画の更新経過、契約書その他の必要な資料の提出を求めることができる。</u></p> <p><u>四 本機関は、前各号の規定により、経過措置の利用状況が妥当でないとする場合には、当該経過措置対象者に対して、将来の経過措置計画又は入札内容を見直すことを求める。</u></p> <p><u>五 本機関は、経過措置対象者に対し、第179条第1項の規定による指導又は勧告を行った場合は、卸電力取引所にその旨を通知する。経過措置対象者が当該指導又は勧告に従い、経過措置の利用状況が妥当であると認めた場合も同様とする。</u></p> <p><u>2 本機関は、次の各号に掲げる手順により、供給先未定発電事業者等の経過措置計画の妥当性を審査する。</u></p> <p><u>一 本機関は、供給先未定発電事業者等から、当該供給先未定発電事業者等の経過措置計画と送配電等業務指針に基づき提出した経済産業省令に準じる発電所及び蓄電所の開発等についての計画書、電気の取引に関する計画書その他本機関が必要と認める資料（以下「計画書等」という。）の提出を受け、計画書等の内容及び現実の供給先事業者の確保の状況を確認する。</u></p> <p><u>二 本機関は、計画書等の内容、供給先事業者の確保の状況及び経過措置計画に齟齬がある場合等、</u></p>	<p>附則（平成29年9月6日）</p> <p>第9条 <u>削除</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p><u>必要と認める場合には、当該経過措置計画を有する供給先未定発電事業者等に対し、経過措置計画の妥当性に関する事項を聴取する。この際、本機関は、必要に応じて、当該供給先未定発電事業者等に対して、経過措置計画の更新経過、契約書等の提出を求めることができる。</u></p> <p>三 <u>本機関は、前各号の規定により供給先未定発電事業者等の経過措置計画が妥当でないと認める場合又は供給先未定発電事業者等が供給先事業者を確保できなかった場合において、本機関が必要と認めるときは、当該供給先未定発電事業者等に対して、将来の経過措置計画を見直すことを求める。</u></p>	
<p>附則（令和2年3月30日）</p> <p>（経過措置可否判定及び特定負担可否判定）</p> <p>第4条 本機関は、<u>経過措置及び特定負担</u>による値差精算の対象日の前々日15時時点において、<u>経過措置可否判定及び特定負担可否判定</u>（以下「<u>経過措置可否判定等</u>」という。）を行う。ただし、<u>経過措置及び特定負担</u>による値差精算の対象日の前々日15時以降、翌日取引が開始されるまでの間に空容量が変更となった場合には、都度、<u>経過措置可否判定等</u>を行う。</p> <p>2 本機関は、<u>経過措置可否判定等</u>を行うに当たって、<u>経過措置及び特定負担</u>による値差精算の対象日の前々日12時まで、卸電力取引所から発行された間送電権の量（以下「<u>間送電権発行量</u>」という。）の通知を受ける。また、<u>経過措置可否判定等</u>の結果、卸電力取引所により間送電権発行量の減少が行われた場合は、減少後の間送電権発行量の通知を受ける。</p> <p>3 本機関は、<u>経過措置可否判定等</u>において、次の各号のいずれかの判定結果の場合に応じて、当該それぞれ各号に定めるものを<u>経過措置及び特定負担</u>による値差精算の対象として定める。ただし、各連系線に係る第2号の規定により減少した経過措置計画の値と特定負担計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値から前項の規定により通知を受けた減少後の間送電権発行量の値を減じた値を超過する場合は、当該特定負担計画の値を減少し、当該減少後の値に更新した特定負担計画を特定負担による値差精算の対象として定める。</p> <p>一 各連系線に係る<u>経過措置計画の値と特定負担計画の値</u>の合計値が当該各連系線の空容量の値から間送電権発行量の値を減じた値を超過しない場合 全ての<u>経過措置計画及び特定負担計画</u></p> <p>二 各連系線に係る<u>経過措置計画の値と特定負担計画の値</u>の合計値が当該各連系線の空容量の値から間送電権発行量の値を減じた値を超過する場合 <u>当該経過措置計画の値を減少し、当該減少後の値に更新した経過措置計画及び特定負担計画</u></p>	<p>附則（令和2年3月30日）</p> <p>（特定負担可否判定）</p> <p>第4条 本機関は、<u>特定負担</u>による値差精算の対象日の前々日15時時点において、<u>特定負担可否判定</u>を行う。ただし、<u>特定負担</u>による値差精算の対象日の前々日15時以降、翌日取引が開始されるまでの間に空容量が変更となった場合には、都度、<u>特定負担可否判定</u>を行う。</p> <p>2 本機関は、<u>特定負担可否判定</u>を行うに当たって、<u>特定負担</u>による値差精算の対象日の前々日12時まで、卸電力取引所から発行された間送電権の量（以下「<u>間送電権発行量</u>」という。）の通知を受ける。また、<u>特定負担可否判定</u>の結果、卸電力取引所により間送電権発行量の減少が行われた場合は、減少後の間送電権発行量の通知を受ける。</p> <p>3 本機関は、<u>特定負担可否判定</u>において、次の各号のいずれかの判定結果の場合に応じて、当該それぞれ各号に定めるものを<u>特定負担</u>による値差精算の対象として定める。</p> <p>一 各連系線に係る<u>特定負担計画の値</u>の合計値が当該各連系線の空容量の値から間送電権発行量の値を減じた値を超過しない場合 全ての<u>特定負担計画</u></p> <p>二 各連系線に係る<u>特定負担計画の値</u>の合計値が当該各連系線の空容量の値から間送電権発行量の値を減じた値を超過する場合 <u>当該特定負担計画の値を減少し、当該減少後の値に更新した特定負担計画</u></p>
<p>附則（令和2年3月30日）</p> <p>（減少処理）</p> <p>第5条 本機関は、前条第3項第2号の場合には、<u>当該各連系線に係る経過措置計画の値と特定負担計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値から間送電権発行量の値を減じた値（ただし、値が負の場合はゼロ）まで経過措置計画の値を減少する。</u></p> <p>2 本機関は、前条第3項ただし書の場合には、<u>当該各連系線に係る経過措置計画の値と特定負担計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値まで特定負担計画の値を減少する。</u></p> <p>3 本機関は、<u>経過措置計画の登録時刻が遅い順に値を減少する。ただし、登録時刻が同一の経過措置計画については、同順位として取り扱う。</u></p> <p>4 （略）</p> <p>5 本機関は、<u>同順位の経過措置計画及び同順位の特定負担計画の減少量は、減少前の経過措置計画及び特定負担計画の計画値に応じて按分した値とする。なお、経過措置計画及び特定負担計画の減少量</u></p>	<p>附則（令和2年3月30日）</p> <p>（減少処理）</p> <p>第5条 （削る）</p> <p>本機関は、前条第3項第2号の場合には、<u>当該各連系線に係る特定負担計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値まで特定負担計画の値を減少する。</u></p> <p>（削る）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 本機関は、<u>同順位の特定負担計画の減少量は、減少前の特定負担計画の計画値に応じて按分した値とする。なお、特定負担計画の減少量の算出に当たっては、1キロワット未満を切り上げるものとす</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
の算出に当たっては、1キロワット未満を切り上げるものとする。	る。
附則（令和7年3月26日） （施行期日） 第1条 <u>本規定</u> は、令和7年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。 2 （略）	附則（令和7年3月26日） （施行期日） 第1条 <u>本規程</u> は、令和7年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。 2 （略）
附則（令和7年7月22日） （施行期日） <u>本規定</u> は、令和7年8月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。	附則（令和7年7月22日） （施行期日） <u>本規程</u> は、令和7年8月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

附則（令和 年 月 日）

（施行期日）

本規程は、令和8年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。